

# 新しい地方財政再生制度の整備について

(健全財政)

(財政悪化)

## 指標の整備と情報開示の徹底

### ○指標整備と開示の徹底

- ・各会計をカバーする新たなフロー指標及び公営企業、公社、第三セクター等の影響も含めたストック指標を導入
- ・実質収支(赤字)比率等、既存指標も活用し、全団体に指標を公表
- ・監査機能の強化の検討、算定基礎データの開示(備え付け)

## 早期是正スキーム

### ○自主的な改善努力による財政健全化

- ・自ら財政健全化計画を策定し、議会の議決を経て住民に公表することを義務付け
- ・実施状況は毎年度住民に公表。全国的な状況も公表
- ・実施状況が目標から大きく乖離する場合等には国・都道府県が勧告
- ・外部監査の充実等の検討

## 再生スキーム

### ○国・都道府県の関与による確実な再生

- ・財政再生計画(具体的な経費削減策等)を策定し、議会の議決を経て住民に公表することを義務付け
- ・計画は国・都道府県に協議し、同意を得ないものについては、建設事業等にかかる地方債の制限を検討
- ・計画を予算編成に反映。実施状況等は毎年度住民に公表
- ・確実な再生を図る見地から、国・都道府県が必要に応じ、調査実施や対応を求めるなど一定の関与

## 公営企業の経営健全化

- ・自ら経営健全化計画を策定(議会議決・住民公表)することを義務付け
- ・実施状況の公表、国・都道府県からの勧告

# 現行の再建制度（地方財政再建促進特別措置法）

（健全財政）

（財政悪化）

## <現行制度の課題>

- ・早期是正・再生という観点からの分かりやすい財政情報の開示や財政指標の正確性を担保する手段が不十分
- ・再建団体の基準しかなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心としたフロー指標のみが用いられ、ストックベースの財政状況に課題がある団体が対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

## 地方財政再建促進 特別措置法

○赤字団体が申出により、  
財政再建計画を策定  
（総務大臣の同意が必要）

※赤字比率が5%以上の都  
道府県、20%以上の市  
町村は、法に基づく財政  
再建を行わなければ建設  
地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度  
（地方公営企業法）